

平成 30 年 4 月 3 日

所有者不明土地等問題の解決に向けた 今後の課題等についての所見



1 相続登記の促進

所有権やその他の権利を迅速に確認するため、相続の際の登記の義務化や相続人の負担軽減を検討いただきたい。

2 地籍調査の促進

土地の境界確定の精度向上や迅速化のため、地籍調査の促進を検討いただきたい。

3 土地情報基盤の整備

土地に関する権利や権利者を迅速に把握するため、土地や人に関する様々な情報を連携させた土地情報基盤の整備を検討いただきたい。

4 共有地の処分の円滑化

共有地は所有者全員の同意がないと処分ができないため、分割をすることで円滑にできる方法を検討いただきたい。

5 放棄や寄付の受け皿の確保

所有者不明土地の発生や放置を防ぐため、放棄や寄付の受け皿の確保を検討いただきたい。

また、そのような土地についても利用の可能性を追求することによって、管理コストを補う方法を検討いただきたい。

6 当面可能な不動産鑑定士の貢献

所有者不明土地の活用の際し、収用される土地の評価、地域福利増進事業に供される土地の利用料の評価、いずれも不動産鑑定評価の手順により、適正な価値の評価を行う。

また、評価だけではなく、当該土地の価値に作用する諸要因に関する綿密な調査や事業化に必要なアドバイザー業務も行うことが可能である。

したがって、不動産鑑定士の活用促進を検討いただきたい。

以 上